

平成30年12月16日
アレルギー疾患医療全国拠点病院連絡会議
大阪国際会議場



アレルギー疾患対策の現状について 拠点病院の選定状況について

厚生労働省
健康局 がん・疾病対策課
貝沼 圭吾

厚生労働省におけるアレルギー疾患に関するこれまでの取組

昭和47年	小児ぜんそく治療研究事業を実施。 (昭和49年度より小児慢性特定疾患治療研究事業において医療費助成を開始)
平成4年	・アレルギー疾患についての総合的な研究事業を開始し、病因及び病態の解明、治療法等の研究の推進。 ・免疫アレルギー疾患の診療に関するガイドライン等を随時作成及び改訂し、医療関係者に対する適切な診断・治療方法の普及啓発を実施。
平成12年	・リウマチ・アレルギー疾患に関する診療、研修、研究、情報などに関する高度専門医療施設として、国立相模原病院(現国立病院機構相模原病院)に臨床研究センターが開設。
平成17年	・今後のアレルギー対策を総合的・体系的に実施するため「アレルギー疾患対策の方向性等」を策定し、都道府県等関係団体に通知。「医療提供等の確保」を柱の一つに掲げ、かかりつけ医を中心とした医療体制の確立を推進)
平成18年	・リウマチ・アレルギー特別対策事業を開始。 目標:喘息死の減少。リウマチ及びアレルギー系疾患の新規患者数の減少。 方法:都道府県を通じて、医療機関、保健所、市町村等の地域医療連携を推進。
平成23年	・厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ・アレルギー対策委員会において報告書のとりまとめ。(平成23年8月)



「アレルギー疾患対策基本法」成立(平成26年6月20日付)

アレルギー疾患対策基本法(平成27年12月25日施行)

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー

※上記6疾患以外は必要に応じて政令で定めるとされているが、現状、他の疾患は定められていない。

アレルギー疾患対策推進協議会

国

厚生労働大臣

基本指針案の作成

関係省庁

意見

連携

アレルギー疾患対策基本指針
(少なくとも5年毎に検討を加える)

連携

地方公共団体

アレルギー疾患対策基本法第5条(略)
自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

主な基本的施策

1)重症化の予防及び症状の軽減

- ・知識の普及等
- ・生活環境の改善

2)均てん化の促進等

- ・専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備等

3)生活の質の維持向上

- ・その他アレルギー疾患医療に係る職種の育成
- ・関係機関の連携協力体制の整備
- ・国民全体への情報提供体制の整備

4)研究の推進等

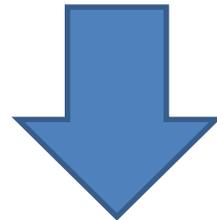
- ・アレルギー疾患の本態解明
- ・疫学研究、基礎研究、臨床研究の促進と、その成果の活用

国民

本指針の基本理念

- 生活の仕方や生活環境の改善
- アレルギー疾患に係る医療の質の向上及び提供体制の整備
- 生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制の整備
- 研究の推進
- 研究等の成果の普及・活用・発展

アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示す。



国、地方公共団体、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者が、共に連携しながら主体的に参画

アレルギー疾患対策の総合的な推進を図る。

アレルギー疾患対策基本指針の構成

一. アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

- 理念
- 責務(国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他医療関係者、学校等の設置者又は管理者)

二. アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

- 科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識の周知
- アレルギー疾患の発症及び重症化に影響する様々な生活環境を改善するための取組の推進

三. アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

- 国民が適切なアレルギー疾患医療を享受するための、アレルギー疾患全体の質の向上
 - アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識及び技能の向上
 - アレルギー疾患医療の提供体制について、地域の実情を踏まえた在り方に関する検討を開始

四. アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

- 疫学調査、基礎研究、臨床研究の長期的かつ戦略的な推進
 - 研究の中長期的な戦略の策定についての検討を開始

五. その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

- アレルギー疾患を有する者への対応が求められる非医療従事者全体の知識及び技能の向上
- 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進
- 災害時の対応
- 必要な財政措置の実施と予算効率化・重点化

アレルギー疾患対策の方向性等及び関連する主な施策

方向性等

(1) 医療提供等の確保

- ・ かかりつけ医と専門医療機関の円滑な連携体制の確保を図る。
- ・ 診療ガイドラインの普及及び診療ガイドラインに基づいた基本的診療技術の習得を推進する。
- ・ 各医療職種の人材育成を図り、統一的・標準的な治療が提供できる体制の確保を図る。

(2) 情報提供・相談体制の確保

- ・ アレルギー疾患を自己管理する手法等について、関係団体や関連学会等と連携し、普及啓発体制の確保を図る。

(3) 研究開発等の推進

- ・ 難治性アレルギー疾患に対する治療方法の開発とその普及に資する研究を推進する。
- ・ 適切な医療が提供できる医療体制の確保に資する研究を推進する。

主な施策

平成30年度
予算額6.8億円

○リウマチ・アレルギー特別対策事業

都道府県等におけるリウマチ・アレルギー対策を推進するため、リウマチ及びアレルギー系疾患に関して正しい知識の普及、かかりつけ医等を対象とした研修会の実施等を図る。

- アレルギー疾患医療提供体制整備事業
- アレルギー疾患拠点病院モデル事業

○アレルギー情報センター事業

リウマチ、アレルギー患者等に対し、研究事業の成果や専門家、専門医療機関の所在、最新の治療指針等の情報提供を行うとともに、自治体の相談員の研修会の資質の向上に努めることにより、患者等の生活の一層の支援を図る。

○免疫アレルギー疾患政策/実用化研究事業

発症原因と病態との関係を明らかにし、予防、診断及び治療法に関する新規技術を開発するとともに、既存の治療法の再評価を行うことにより、国民に対してより良質かつ適切な医療の提供を行うことを目指す。

リウマチ・アレルギー特別対策事業

31年度要求額:93百万円

【背景】

○ リウマチ・アレルギー特別対策事業については、従前より補助事業として実施してきたが、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年3月21日厚生労働省告示第76号)」に基づき、国として地方公共団体が行うアレルギー疾患対策について、必要な支援を行う必要がある。

(指針に係る代表的な該当部分抜粋)

・第一 アレルギー疾患対策に関する基本的な事項

(2)国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務

イ 地方公共団体は、基本的な考え方にとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。

・第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(2)今後取組が必要な事項について

ア 国は、アレルギー疾患医療に携わる医師に対して、最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報を提供するため、地方公共団体に対して、地域医師会等と協力し講習の機会を確保することを求める。(以下略)

・第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(2)地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

イ 地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他関係者の意見を参考に、地域のアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

【事業内容】

- ①アレルギー疾患医療連絡協議会の開催
- ②医療従事者、保健師・助産師、福祉施設従事者向け研修及びエビデンス講習会の実施
- ③患者カードの配布の促進並びに患者の自己管理等正しい知識の普及啓発事業の実施
- ④地域の喘息患者並びにリウマチ及びアレルギー系疾患患者の実態把握を目的とした分析調査の実施

【補助率】 1/2

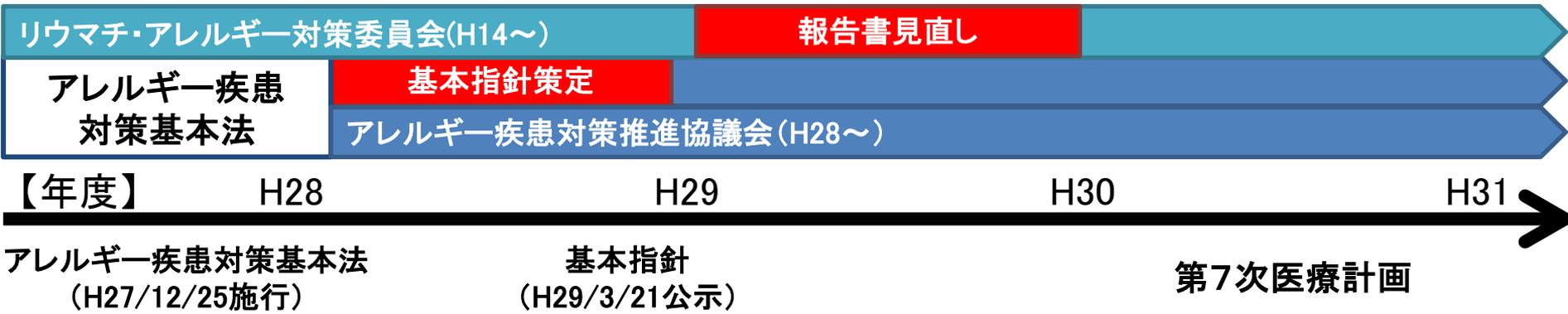
【補助先】 都道府県、政令指定都市、中核市

【実績】

平成29年度:7自治体 1,975千円(予算額 5,429千円)

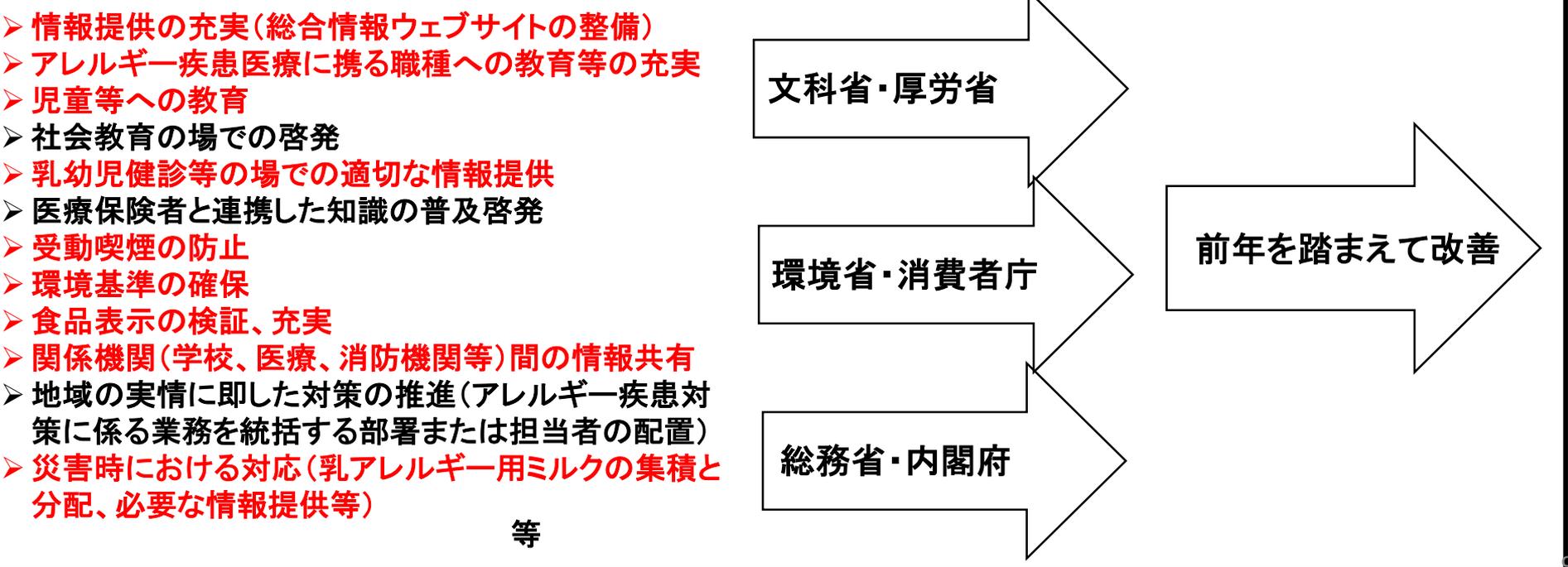
平成30年度(交付予定):39自治体 13,570千円(予算額 13,570千円)

基本指針策定後の取組の方向性(国としての施策)



【課題】アレルギー疾患を有する者の、QOL向上

《基本指針を具体化するための施策》



アレルギー情報センター事業「アレルギーポータル」について

【基本指針】

○国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用方法、アレルギー免疫療法(減感作療法)を含む適切な治療方法、重症化予防や症状の軽減の適切な方法並びにアレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る**最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じ、情報提供の充実を図る。**

【アレルギーポータルサイトの特徴】

○広く国民全体に正しい知見の普及を促すため、専門的な知見を有する日本アレルギー学会に補助を行い、サイト構築・運営を実施

※本年度アレルギー情報センター事業予算を活用、補助先:日本アレルギー学会

○携帯端末での容易な検索、レイアウトやキャラクターなど、画面の見やすさを追求

10月19日(金) Webオープン

主なコンテンツ

- ・各種アレルギーの説明(特徴、症状等)
- ・アレルギー対策(主に治療について)
- ・災害時の対応
- ・医療機関情報(専門医、**拠点病院等**)
- ・**アレルギーの本棚**
患者さん向けの冊子や医療従事者向けのガイドラインなど
- ・日本の取組
(法令、通知・取組、研修・講習会、研究)
- ・よくある質問

※赤字は今後追加するコンテンツ



年齢層ごとの特徴と情報取得



乳児期・幼少期

学童期

思春期・青年期

中・高齢期

主体は養育者 (特に母親)

- 年長児にはない解剖学的・生理学的な特徴があり診断・治療が難しい。
- 患児の状態や主治医の専門性によっては情報により養育者が動揺する。

主体は養育者

- 徐々に自分で友人やインターネットから種々の情報を得られるようになる。

主体が養育者から 自分に移行する

- 小児科から成人診療科への移行期であり、情報が錯綜しやすい。
- 治療・管理においてはハイリスク期に捉えられる。
- 学業・就労などにより受診機会が減少する。

主体は自分 (家族に相談)

- 種々の生活習慣病やCOPDなどの合併が増える。
- 加齢に伴う身体機能の低下が進行してくる。
- 情報源は家族。

アレルギー疾患対策には

「年齢層別のきめ細やかな情報提供」が求められる。

アレルギーポータルサイトのゴール

- 広く国民全体を対象として正しい知見の普及を促す。
- 確かな情報がきわめて重要な乳児期・幼少期・学童期における養育者(特に母親)、思春期・青年期の患者さんに向けて、モバイルフレンドリーな情報を発信する。
- なかでも携帯端末での容易な検索・視聴に注力する。
- 情報レイアウトやキャラクターなど、画面の見やすさを追求する。

患者さんや医師・医療従事者・学生を問わず、
「だれでも、どこでも」 信頼できるアレルギー疾患の
病態・検査・治療（薬剤を含む）情報を得ることを可能にする。



基本指針における研究に関する事項

第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

今後の取組の方針について

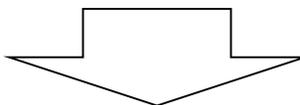
- 有病率の高さ等により、社会全体に与える影響の大きさ
- 未解明な課題の多さ(発症・重症化要因の解明、ガイドラインの有効性の評価、薬剤の長期投与の効果や副作用等)



疫学調査、基礎病態解明、治療開発(橋渡し研究の活性化を含む)、臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要。

今後取組が必要な事項について

- 疫学研究: 関係学会等と連携し、既存の調査、研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施。
- 基礎研究及び治療開発: 本態解明の研究を推進し、根治療法の発展及び新規開発を目指す。
- 臨床研究: 世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発等を行う。
- **研究戦略の策定:** 「国は、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究の中長期的な戦略の策定について検討を行う。(第四(2)エ)」



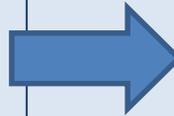
「免疫アレルギー研究10か年戦略」の策定

アレルギー疾患対策における本研究10か年戦略(案)の位置づけ

アレルギー疾患対策基本法(平成26年6月公布) アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年3月告示)

(基本法における基本的施策)

- ・重症化の予防及び症状の軽減
- ・均てん化の促進等
- ・生活の質の維持向上
- ・研究の推進等



(基本指針における基本理念)

- ・生活の仕方や生活環境の改善
- ・医療の質の向上及び医療提供体制の整備
- ・生活の質の維持向上のための支援体制整備
- ・研究の推進とその成果の普及・活用・発展

免疫アレルギー疾患に対して、安心して生活できる社会の構築

医療の均てん化

医療提供体制の構築

発症予防・重症化予防及び症状の軽減

予防法・標準治療の進歩・普及

新規医薬品・医療機器の普及

生活の質の維持向上

疾患実態等の「見える化」

行政、学会、国民等による推進

国内外の産学官民連携に基づく研究10か年戦略の実践

アレルギー疾患医療提供体制に関する在り方検討会報告書
(平成29年7月発出)

戦略1
(本態解明)

戦略2
(社会の構築)

戦略3
(疾患特性)

免疫アレルギー疾患研究10か年戦略(案)

免疫アレルギー疾患研究10か年戦略(案) の全体像

免疫アレルギー疾患が有する特徴

- ・多くは慢性の経過をたどり、改善や悪化を繰り返すことがあるために、長期にわたり生活の質を著しく損なう
- ・アナフィラキシーや一部の薬剤アレルギーなど、突然の増悪により、致命的な転機をたどる場合もある

10年後に目指すべきビジョン

産学官民の連携に基づいて、免疫アレルギー疾患に対して「発症予防・重症化予防によるQOL改善」と「防ぎ得る死の根絶」のために、「疾患活動性の見える化」や「層別化医療及び予防的・先制的治療の実現等に資する医薬品や医療機器の研究開発」を通じて、ライフステージに応じて、安心して生活できる社会を構築する



ビジョンの実現に必要なとされる3つの目標と戦略

目標1

「革新的な医療技術に基づく層別化医療及び予防的・先制的治療」の実現等に向けて、基盤となる基礎研究・疫学研究・臨床研究を推進することで、免疫アレルギー疾患の根源的な本態解明を行い、患者数減少とQOL改善を目指す

目標2

国民一人一人の貢献を重要視し、国内外の産学官民のあらゆる力を結集して国際的な研究開発を進められる仕組み作りを行い、かつ患者を含む国民が参画する研究成果の社会への効果的な還元を目指す

目標3

ライフステージ等の医療の最適化や、一部の重症免疫アレルギー疾患における「防ぎ得る死」をゼロにするために、各疾患の特性に基づく予防法や治療法を、広く社会に普及させることを目指す

戦略1: 本態解明

先制的治療等を目指す免疫アレルギーの本態解明に関する基盤研究

戦略2: 社会の構築

免疫アレルギー研究の効果的な推進と社会の構築に関する横断研究

戦略3: 疾患特性

ライフステージ等免疫アレルギー疾患の特性に注目した重点研究

アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会

基本指針第3(1)

国民がその居住する地域に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて、適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患全体の質の向上を進めることが必要である

【年度】 H28 H29 H30 H31 →

アレルギー疾患対策基本法
(H27/12/25施行)

基本指針
(H29/3/21公示)

第7次医療計画

【課題】アレルギー疾患を有する者の、QOL向上

《基本指針策定後も継続議論が必要な事項》

➤アレルギー疾患医療提供体制の在り方

(基本指針第三(2)オ)

国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、アレルギー疾患医療の提供体制の在り方に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。

平成29年7月28日発出

検討会

地域医療計画への
反映等、自治体毎
の実情に応じた準
備を開始

取組開始

アレルギー疾患医療提供体制の在り方
について

平成29年7月

アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会

都道府県での担当部局

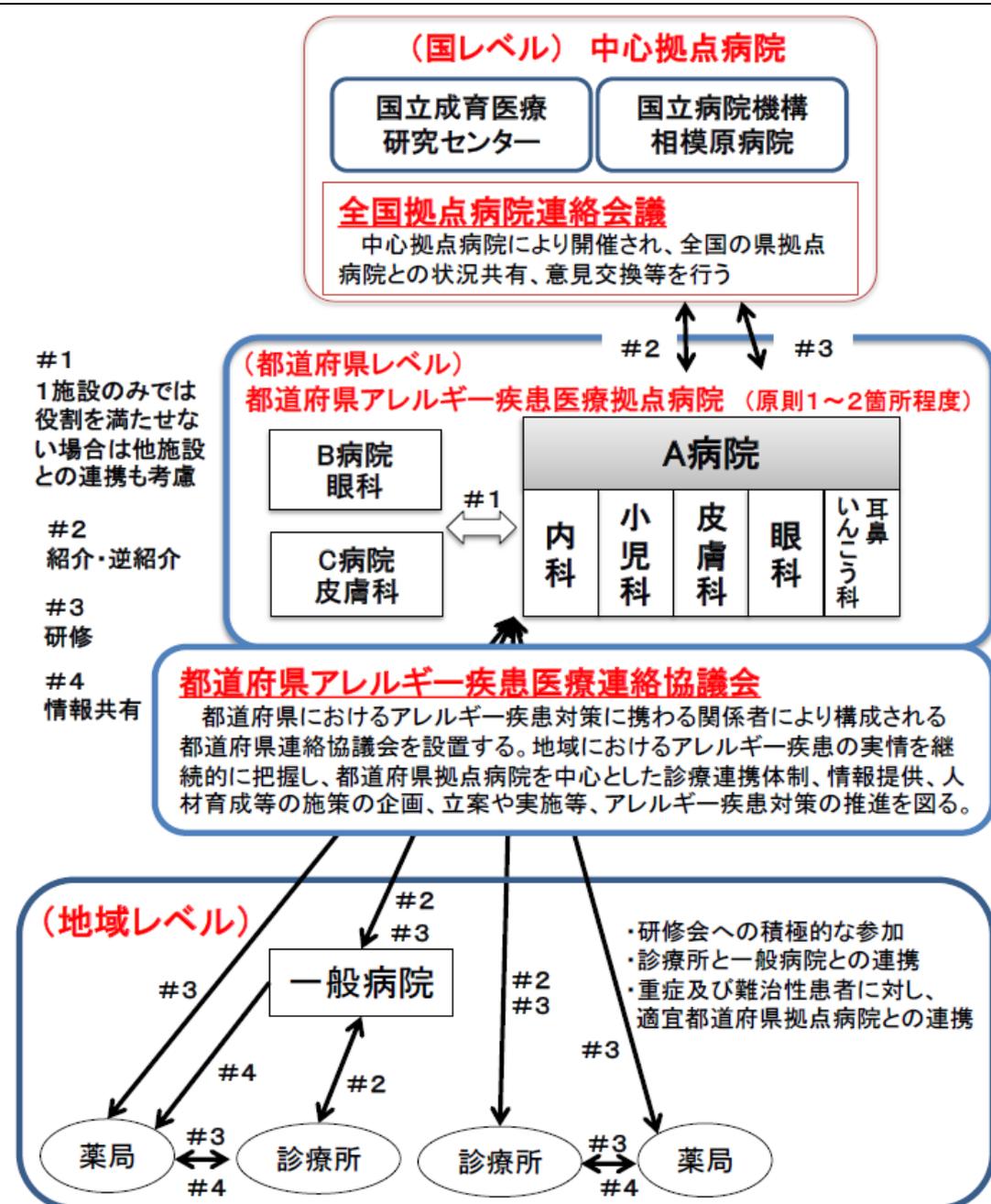
- 衛生部局・保健部局
(例:健康福祉部、保健福祉部等)
・医療計画・疾病対策など
- 教育委員会
・学校保健における疾病対策

アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会 報告書(平成29年7月28日)概要

主な内容

- **中心拠点病院の役割**
 - ・ 「中心拠点病院」は、「全国拠点病院連絡会議」を開催し、都道府県拠点病院間での連携を図ること等を示した。
- **都道府県の役割**
 - ・ 都道府県アレルギー疾患医療拠点病院を、原則1～2カ所選定する。
 - ・ 都道府県拠点病院を中心に実施されるアレルギー疾患対策の企画・立案を行う「都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会」を設置する。
- **かかりつけ医、薬局・薬剤師の役割**
 - ・ 科学的知見に基づく適切な医療に関する情報に基づき、適切な治療等を行う。
 - ・ 診療所と一般病院との連携、または薬局・薬剤師とも連携し、必要に応じて、都道府県拠点病院との連携を図る。
- **その他**
 - ・ アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるために、中心拠点病院、都道府県拠点病院、診療、情報提供、人材育成、研究等の観点から整理した。
 - ・ 都道府県拠点病院の選定要件や連絡協議会の役割、想定される構成の考え方を示した。

平成29年7月28日には、各都道府県知事に対し、報告書の内容等について、健康局長通知を发出。



アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会 報告書

都道府県アレルギー疾患医療拠点病院に求められる役割の具体的な例示 (診療機能に関する例示を除く)

都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会

地域におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握し、都道府県拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等、アレルギー疾患対策の推進を図る。

情報提供

- ✓ 患者やその家族に対する講習会等の定期的な実施
- ✓ 都道府県と協力し、地域住民に対する啓発活動の実施

人材育成

- ✓ 都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修の実施
- ✓ 保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する研修の実施

研究

- ✓ 都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析の実施
- ✓ 国が長期的かつ戦略的に推進する大規模な疫学調査や臨床研究等に協力

その他

- ✓ 都道府県の各地域における学校や児童福祉施設等が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、市区町村の教育委員会や市区町村の関係部局に対し、医学的見地からの助言を行う

都道府県アレルギー疾患拠点病院選定状況(平成30年11月16日現在)

	都道府県名	医療機関名	選定期
1	青森県	弘前大学医学部附属病院	平成30年7月2日
2	宮城県	東北大学医学部附属病院	平成30年8月1日
3		宮城県立こども病院	平成30年8月1日
4	茨城県	筑波大学附属病院	平成30年3月27日
5	栃木県	獨協医科大学付属病院	平成30年10月1日
6	埼玉県	埼玉医科大学病院	平成30年3月23日
7	千葉県	千葉大学医学部附属病院	平成30年3月29日
8	神奈川県	神奈川県立こども医療センター	平成30年10月26日
9		横浜市立みなと赤十字病院	平成30年10月26日
10	福井県	福井大学医学部付属病院	平成30年10月1日
11	山梨県	山梨大学医学部附属病院	平成30年6月5日
12	岐阜県	岐阜大学医学部附属病院	平成30年5月25日
13	静岡県	国際医療福祉大学熱海病院	平成30年10月1日
14		順天堂大学医学部付属静岡病院	平成30年10月1日
15		静岡県立総合病院	平成30年10月1日
16		静岡県立こども病院	平成30年10月1日
17		静岡済生会総合病院	平成30年10月1日
18		浜松医科大学医学部付属病院	平成30年10月1日
19		浜松医療センター	平成30年10月1日

20	愛知県	名古屋大学医学部付属病院	平成30年10月1日
21		名古屋市立大学病院	平成30年10月1日
22		藤田医科大学病院	平成30年10月1日
23		藤田医科大学ばんだね病院	平成30年10月1日
24		愛知医科大学病院	平成30年10月1日
25		あいち小児保健医療総合センター	平成30年10月1日
26	三重県	独立行政法人国立病院機構 三重病院	平成30年3月30日
27		三重大学医学部附属病院	平成30年3月30日
28	滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	平成30年3月1日
29		滋賀県立小児保健医療センター	平成30年3月1日
30	大阪府	近畿大学医学部附属病院	平成30年6月1日
31		大阪はびきの医療センター	平成30年6月1日
32		大阪赤十字病院	平成30年6月1日
33		関西医科大学附属病院	平成30年6月1日
34	兵庫県	神戸大学医学部附属病院	平成30年2月1日
35		兵庫医科大学病院	平成30年2月1日
36		神戸市立医療センター中央市民病院	平成30年2月1日
37		兵庫県立こども病院	平成30年2月1日
38	岡山県	国立病院機構南岡山医療センター	平成30年9月1日
39		岡山大学医学部付属病院	平成30年9月1日

○・・・アレルギー疾患対策都道府県拠点病院モデル事業採択病院

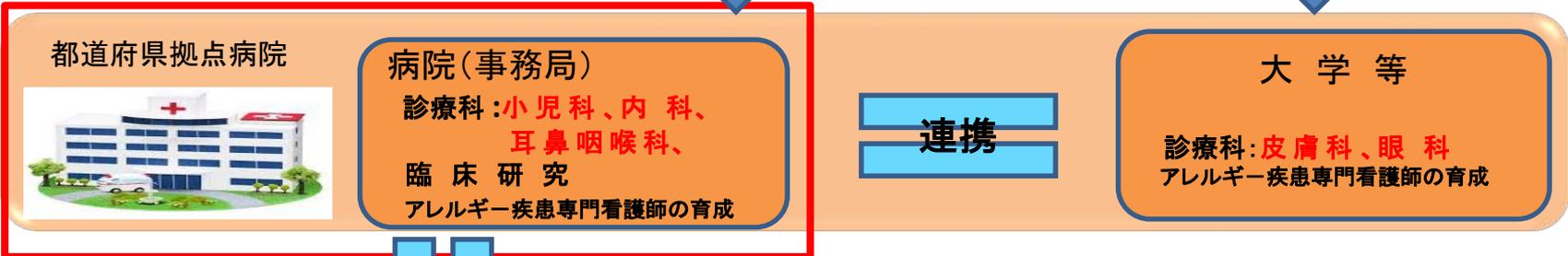
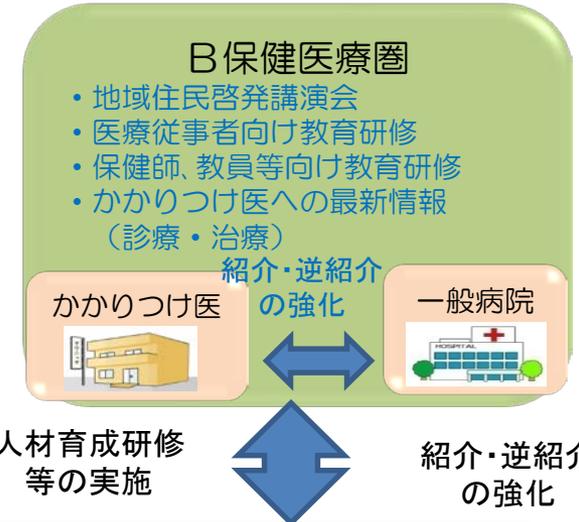
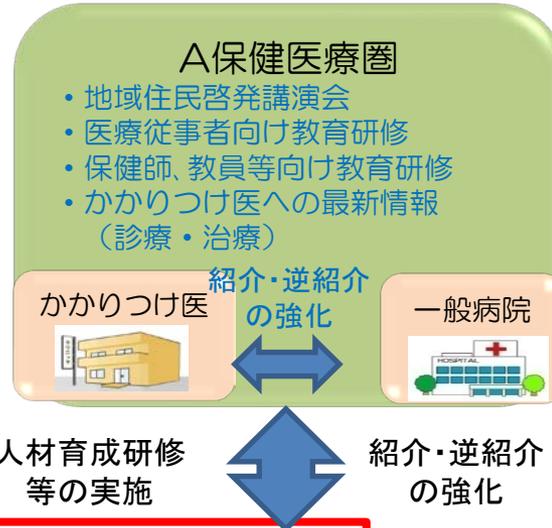
アレルギー疾患都道府県拠点病院モデル事業

(事業目的)

- ・「アレルギー疾患対策基本指針」が告示され、各都道府県はこれからアレルギー疾患に係る医療提供体制を検討していくことになるが、これらについては各地域で状況がまちまちであり、標準的な体制がどのようなものか、現状、示せるものが存在しない。
- ・当該モデル事業を実施することで、各都道府県が行うアレルギー診療提供体制構築の一助とする。

【イメージ】

- 拠点病院内や、関係する医療圏内での患者相談への対応
- アレルギーに係る医療従事者育成のための研修
- 一般病院への診療支援等を実施する際に支援を行う。



都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会（都道府県により開催）

（構成例：都道府県、都道府県拠点病院、日常診療を担う医療機関、専門的知識を有する医療従事者、医師会、市区町村、教育関係者、患者、住民 等）



- ・発足
- ・方針の決定
- ・成果の確認

国

補助

平成30年度アレルギー疾患都道府県拠点病院モデル事業の主な取組

(公募要項に示した事業内容)

- (1) アレルギー疾患患者や家族等に対する電話などによる相談対応
- (2) 地域の医師等に対するアレルギー疾患研修会の実施
- (3) アレルギー疾患に関する情報提供
- (4) アレルギー疾患にかかる診断等支援

公募期間:平成30年5月1日～5月22日

応募件数:6件

採 択 日:平成30年7月24日

採択件数:3件(山梨大学医学部附属病院、国立病院機構三重病院、千葉大学附属病院)

山梨大学医学部附属病院

●体制

- ・病院内にアレルギーセンターを設置し、基礎医学系講座も関与した体制を構築(主に耳鼻科・皮膚科)
- ・小児の食物経口負荷試験も今後実施していく

●取組事業

- (1) 相談対応
 - ・HPメール相談 (各科医師が回答)
- (2) 研修会実施
 - ・地域、職種に応じた研修会
 - ・院内での研修会の充実
 - ・市民公開講座
- (3) 情報提供
 - ・人工知能を活用した相談サイト (現在整備中)
 - ・行政と連携した調査研究の実施
- (4) 診断等支援
 - ・県内医療機関からの紹介

国立病院機構 三重病院

●体制

- ・三重大学医学部附属病院も拠点病院として指定を受けており、2施設が連携した体制を構築(三重病院としては、主に、内科・小児科・耳鼻科)

●取組事業

- (1) 相談対応
 - ・小児アレルギーエデュケーター(PAE)による電話相談(週2回)
- (2) 研修会実施
 - ・地域医師会と連携した研修会
 - ・市民公開講座
- (3) 情報提供
 - ・県内アレルギー診療ネットワーク
 - ・災害時情報
- (4) 診断等支援
 - ・県内医療機関とのオンライン病診連携システムの整備

千葉大学医学部附属病院

●体制

- ・病院内にアレルギーセンターを設置し、専属のPAEを配置し、連絡体制等が整備(主に内科、小児科、耳鼻科、皮膚科)

●取組事業

- (1) 相談対応
 - ・PAE電話相談とHPメール相談
 - ・ピアサポート(NPO・患者会協力)
- (2) 研修会実施
 - ・院内外での研修会(医師会連携)
 - ・市民公開講座
 - ・専門的な栄養士育成(NPO連携)
- (3) 情報提供
 - ・県内の医療機関に関する情報
 - ・実態調査と結果公開
- (4) 診断等支援
 - ・食物経口負荷試験の県内連携(一般医でのプロトコール標準化)

国のアレルギー疾患対策の概略

地方自治体

- ・アレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定
- ・アレルギー統括部署の設置

患者及びその家族

- ・疾患に関する正しい知識
- ・患者自身についての正しい理解

アレルギーに関わる職種

- ・医療従事者の知識の更新、技能の向上
- ・教育関係者等、医療現場以外でアレルギーに関わる職種の知識、情報の更新

関係省庁

- ・基本法、基本指針に基づく、必要な施策の実施
- ・新たな施策の検討

気管支喘息

アトピー性皮膚炎

アレルギー性鼻炎

食物アレルギー

花粉症

アレルギー性結膜炎

相談センター事業

- ・相談対応
- ・情報発信
- ・研修会(医師向け、非医療従事者向け)

アレルギー疾患対策基本法

アレルギー疾患対策基本指針

- ・生活環境の改善
- ・アレルギー疾患医療提供体制の整備
- ・患者支援体制の整備
- ・アレルギー疾患研究の推進

政策研究

- ・診療ガイドラインの策定及び有効性の評価
- ・アレルギー疾患疫学調査・アレルギー疾患医療の均てん化のための手法の開発

実用化研究

- ・難治性疾患の病因・病態の解明等に関する研究
- ・難治性疾患の新規創薬・予防法・治療法等開発研究
- ・根治的創薬等研究

免疫アレルギー研究10か年戦略